



地方公共団体金融機構

納付金だより

2013. 10
(第158号)

秋冷の候 皆様方には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、公営競技納付金につきましては、依然として厳しい経営状況の中で、施行者の皆様方をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りまして、ここに厚くお礼申し上げます。

今回の「納付金だより」では、平成24年度納付金の納付状況、地方公共団体健全化基金の状況及び法令改正に伴う公営競技納付金の変更点等についてお知らせします。



伊勢崎オートレース場

Character (Vol.50)

今回は、伊勢崎オートキャラクターを紹介します。

キラット



(キャラクターの由来)

ぼくの名前は、「キラット」。

2004年10月に、伊勢崎オートレース場で誕生したキラ。

ぼくは、大好きなオートレースのダイナミズムやスリルを、みんなに知ってもらうためなら、どこでも行くキラ。

これからも、魅力あるオートレースとぼくをよろしくキラ。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 生まれたところ | 群馬県伊勢崎市 |
| ② 誕生日 | 2004年10月 |
| ③ 性別 | 男の子 |
| ④ 性格 | 人なつっこくやさしいが、バイクに乗ると超攻撃的になる |
| ⑤ 友達 | 伊勢崎オートレース場の選手たち |
| ⑥ 特技 | 試走先導 |
| ⑦ 好きな場所 | ナイターの伊勢崎オートレース場 |
| ⑧ 好物 | ナイターの光 |

公営競技納付金の納付状況（平成24年度）

平成24年度に納入いただきました公営競技納付金は、37億63百万円で、前年度比1.7%の減少となっています。（納付団体数は、28団体。）

なお、平成21年度以降の納付金の推移は、下記のとおりです。

（単位：百万円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
納付金額	8,532	6,696	3,830	3,763

公営競技施行団体数の状況（平成25年度）

平成25年4月1日現在の公営競技施行団体数は、延べ222団体、純計197団体となっています。

区 分	都道府県			市町村			合計			(参考) 主催者数
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競 輪	5	2	7	39	14	53	44	16	60	47 (3)
オート	1	0	1	6	0	6	7	0	7	7 (0)
競 艇	1	0	1	20	84	104	21	84	105	36 (15)
延団体数	9	11	20	67	135	202	76	146	222	104 (28)
純 計			16			181			197	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

地方公共団体健全化基金の状況及び特別利率制度のしくみ

【地方公共団体健全化基金の状況】

地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を地方公共団体への貸付けの利下げに充てています。

平成24年度は、利下げ補てん所要額181億10百万円に対し、基金運用益は170億44百万円となり、差額の10億66百万円を組入基金から取り崩した結果、平成24年度末の基金残高は9,225億68百万円となっています。

地方公共団体健全化基金の推移

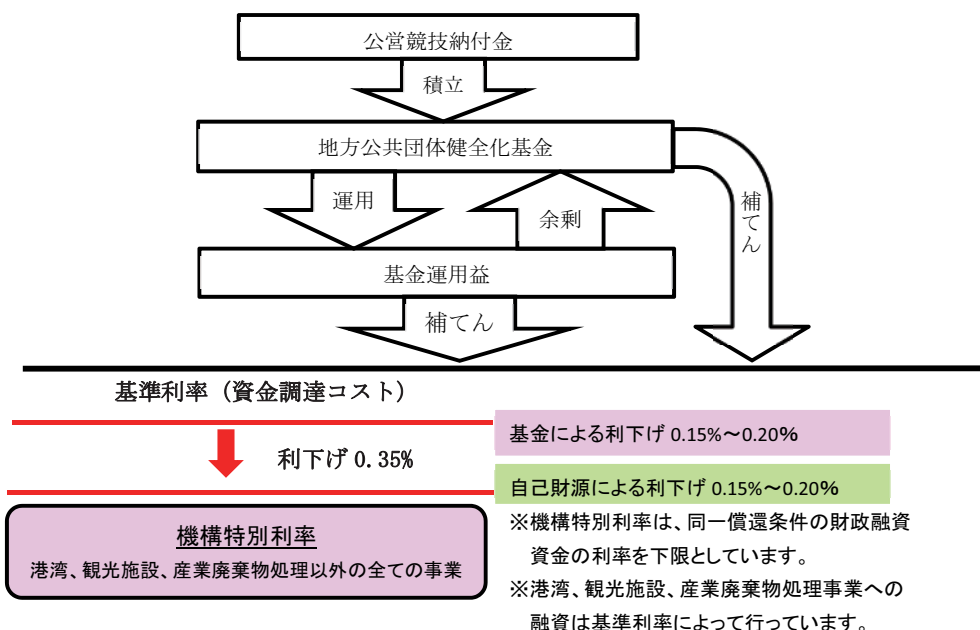
（単位：百万円）

年度	期首 基金 残高 A	納付金 B	運用状況			基金 組入額 （▲は 受入額） C-D-E=F	基金 増加額 B+F=G	期末 基金 残高 A+G=H
			運用益 C	管理費 D	利下げ 補てん 所要額 E			
20	903,354	▲10,479	12,179	0	10,379	1,800	▲8,678	894,675
21	894,675	8,532	24,069	0	20,337	3,731	12,263	906,939
22	906,939	6,696	21,384	0	19,196	2,187	8,884	915,823
23	915,823	3,830	19,281	0	19,063	216	4,047	919,871
24	919,871	3,763	17,044	0	18,110	▲1,066	2,697	922,568

（注1）単位未満切捨てのため、計が一致しない場合があります。

（注2）平成20年度開催分の納付金から、従前の分割納付・還付制度が廃止され、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括納付することとされたことに伴い、平成20年度は施行団体からの納付がなく、平成19年度までの還付のみが生じたものです。

【特別利率制度のしくみ】



平成25年度の納付事務の様式変更点

平成25年度（24年度開催分）納付金の納付において、累積赤字額算定様式を下記のとおり変更しました。

平成24年度累積赤字計算書

（単位：円）

区 分	項 目	平成23年度	平成24年度	備 考
加 算	1 当該公営競技種目に係る会計の歳入が歳出に不足するため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額、又は実質上歳入が歳出に不足する場合における当該不足する金額（実質赤字の額）			
	2 他の会計から公営競技会計に繰り入れられた金額及び公営競技会計が他の会計から借り入れた借入金のうち、実質赤字の額に準ずるものとして総務大臣が認める金額			
	3 加算項目の合計金額（1＋2）			
上記3が零を超える場合、4～13に該当する金額を記入すること。但し、平成23年度の3が零を超えた場合は、平成24年度の3の金額に関わらず、下記の金額を記入すること。				
控 除	他会計繰入金 4 公営競技に係る会計から他の会計に繰り入れられた金額			
	5 3が零を超える年度の4の総額			
	使途目的を特定しない基金への積立 6 公営競技会計が事業外支出により積み立てた金額			
	7 公営競技会計が事業外収入として取り崩した金額			
	8 単年度の積立残高（6－7）			
	9 3が零を超える年度の8の総額（マイナスの場合は、「零」を記入。）			
	他会計貸付金 10 公営競技会計が事業外支出により他の会計に貸し付けた金額			
	11 公営競技会計が事業外収入として他の会計から回収した金額			
	12 単年度の貸付残高（10－11）			
	13 3が零を超える年度の12の総額（マイナスの場合は、「零」を記入。）			
	14 控除項目の合計金額（5＋9＋13）			
差 引	15 累積赤字額（3－14）			

- （注1）公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和45年自治省令第11号）参照のこと。
（注2）組合施行の場合は、各項目について（注1）の省令によること。
（注3）1の欄には、各年度の様式2の5の欄と同じ金額を記入すること。
（注4）2の欄には、実質赤字の額に準ずるものとして総務大臣が認めた金額を記入すること。
（注5）4の欄には、各年度の様式2の1の欄と同じ金額を記入すること。
（注6）6の欄には、各年度の様式2の3-①の欄の金額のうち、使途目的を特定しない基金（例：財政調整基金）へ積み立てた積立金と同じ金額を記入すること。
（注7）7の欄には、各年度の様式2の6-①の欄の金額のうち、使途目的を特定しない基金（例：財政調整基金）から取り崩した金額と同じ金額を記入すること。
（注8）10の欄には、各年度の様式2の3-①の欄の金額のうち、他会計への貸付金と同じ金額を記入すること。
（注9）11の欄には、各年度の様式2の6-①の欄の金額のうち、他会計への貸付金に対する回収金と同じ金額を記入すること。
（注10）備考欄には、当該年度（平成24年度）の金額欄の内訳（基金の名称及び貸付先等の内訳）を記入すること。

- ①平成23年度以降の赤字年度における他会計繰出金や他会計への貸付金は、当該年度の累積赤字を縮減することになります。
- ②前年度に累積赤字がある場合（当該年度に累積赤字がある場合は納付不要）、当該年度の収益額から前年度累積赤字額を控除した額が収益額となります。

公営競技の収益の額の算定方法について

－公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令－

「公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第106号）」が平成24年12月25日付で公布・施行され、公営競技納付金の納付限度額を算定する際に用いる「収益」の算定について、特例措置の見直しが行われることとなりました。

その概要は、次のとおりです。

1. 特例措置の内容

以下の金額については、「事業外支出」から控除して計算することになります。

- ・当該年度における自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成24年法律第11号。以下「自転車競技法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の自転車競技法第16条第1項、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した自転車競技法等改正法第1条の規定による改正後の自転車競技法第16条第1項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額
- ・当該年度における自転車競技法等改正法第2条の規定による改正前の小型自動車競走法第20条第1項、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した自転車競技法等改正法第2条の規定による改正後の小型自動車競走法第20条第1項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額

2. 改正の趣旨

競輪及びオートレースについて、交付金の軽減措置が、還付制度から交付金引き下げに変更となったため、収益計算の特例措置を、率の引下げによる軽減額を収益扱いしない規定に改められました。

3. 適用日等

- ・平成24年4月1日以後に開催された公営競技に係る納付金から適用されます。
- ・平成24年3月31日までに開催された公営競技に係る納付金については、なお従前の例によることとされています。

機構資金の貸付状況（平成24年度）

平成24年度中の事業別貸付額の状況は、以下のとおりです。

事業名		平成 24 年度 貸付計画額 (百万円)	平成 24 年度貸付実績		
			貸付件数 (件)	貸付額 (百万円)	構成比 (%)
一般会計債	○公 共 事 業 等	42,800	291	55,410	2.9
	○公 営 住 宅 事 業	16,700	107	15,068	0.8
	○緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	84,700	613	81,940	4.3
	○学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	300	8	3,563	0.2
	○社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	17,600	146	18,673	1.0
	○一 般 事 業	9,700	75	9,495	0.5
	○地 域 活 性 化 事 業	7,700	114	9,385	0.5
	○防 災 対 策 事 業	23,100	284	29,980	1.6
	○合 併 特 例 事 業	149,600	685	180,762	9.6
	○地 方 道 路 等 整 備 事 業	92,900	743	98,900	5.2
計		445,100	3,066	503,176	26.7
○ 臨 時 財 政 対 策 債		671,500	885	706,228	37.4
公営企業債	○上 水 道 事 業	123,300	829	126,292	6.7
	○簡 易 水 道 事 業	13,300	245	12,232	0.6
	○一 般 交 通 事 業	4,000	10	1,049	0.1
	○都 市 高 速 鉄 道 事 業	49,800	27	50,775	2.7
	○病 院 事 業	75,400	327	89,621	4.8
	○下 水 道 事 業	337,600	1,978	323,832	17.2
	○工 業 用 水 道 事 業	13,700	83	10,605	0.6
	○電 気 事 業	1,300	7	1,697	0.1
	○ガ ス 事 業	5,100	25	3,217	0.2
	○介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,800	23	829	0.0
	○市 場 事 業	8,300	26	3,319	0.2
	○と 畜 場 事 業	600	8	1,571	0.1
	○駐 車 場 事 業	1,700	2	2,045	0.1
	港 湾 整 備 事 業	3,200	30	4,534	0.2
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	300	3	78	0.0
計		639,400	3,623	631,695	33.5
○ 公 営 企 業 借 換 債		30,000	355	39,293	2.1
◎ 被 災 施 設 借 換 債		15,000	453	5,986	0.3
合 計 (うち機構特別利率対象事業分)		1,801,000 (1,797,500)	8,382 (8,349)	1,886,378 (1,881,766)	100.0 (99.8)

(注 1) ○印は、機構特別利率の適用事業です。(平成 23 年度以前の同意(許可)債については、特別利率又は臨時特別利率が適用されます。)

(注 2) ◎印(被災施設借換債)には、基準利率での貸付けが含まれますが、平成 24 年度の貸付実績は、機構特別利率での貸付けのみとなっています。

(注 3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

機構資金の貸付残高

平成25年3月末現在の長期貸付残高は、以下のとおりです。

(平成25年3月末現在)

事業等名		件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公共事業等	293	55,523	0.2
	公営住宅事業	5,125	467,957	2.1
	緊急防災・減災事業	614	81,912	0.4
	臨時地方道整備事業	28,966	2,994,915	13.2
	臨時河川等整備事業	3,288	151,859	0.7
	臨時高等学校整備事業	363	57,914	0.3
	一般事業	226	30,428	0.1
	地域活性化事業	371	28,143	0.1
	防災対策事業	738	75,071	0.3
	合併特例事業	2,015	551,575	2.4
	地方道路等整備事業	3,007	356,131	1.6
	社会福祉施設整備事業	305	34,318	0.2
	臨時財政対策債	3,209	2,653,941	11.7
	学校教育施設等	8	3,563	0.0
計		48,528	7,543,251	33.3
公営企業債	上水道事業	45,080	3,689,440	16.3
	簡易水道事業	6,360	191,073	0.8
	工業用水道事業	2,312	226,645	1.0
	一般交通事業	127	11,967	0.1
	都市高速鉄道事業	820	1,305,936	5.8
	電気事業	657	49,332	0.2
	ガス事業	326	38,077	0.2
	港湾整備事業	1,194	82,642	0.4
	病院事業	2,512	665,327	2.9
	介護サービス事業	345	24,822	0.1
	市場事業	482	77,571	0.3
	と畜場整備事業	75	7,297	0.0
	観光施設事業	59	4,426	0.0
	産業廃棄物処理事業	21	5,176	0.0
	駐車場整備事業	425	59,378	0.3
	地域開発事業(注1)	26	7,048	0.0
	下水道事業	123,128	8,578,402	37.8
計		183,949	15,024,561	66.3
地方道路公社	有料道路(公社)	396	100,823	0.4
合計		232,873	22,668,634	100.0

(注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

(注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。

(注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しておりますが、平成25年度の地方公共団体金融機構参与会議は去る8月30日に当機構で開催されました。

当日の会議では、渡邊理事長の挨拶のあと、経営企画部長から地方公共団体金融機構の平成24年度決算の概要等についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢や公営競技の現状等に関して、出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、平成25年8月30日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	黒 川 雅 夫
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	齊 藤 守 史
全国モーターボート競走施行者協議会	福岡県芦屋町長	波多野 茂 丸
全国知事会	栃木県知事	福 田 富 一
全国市長会	福井県福井市長	東 村 新 一
全国町村会	北海道乙部町長	寺 島 光一郎



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)

- ・ 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・ 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・ 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公営競技納付金等についてお尋ね、御連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

地方公共団体金融機構管理部経理課

T E L : 03 (3539) 2685

F A X : 03 (3539) 2613

H P : <http://www.jfm.go.jp/>